平成２５年（フ）第２６号
宮城県塩竈市南錦町９番８号　ビバリーヒルズ102号
破産者　櫻井　庄治
１　破産債権の届出期間　平成25年６月26日まで
２　一般調査期日　平成25年９月19日午後１時30分
平成25年５月23日
仙台地方裁判所第４民事部破産係

破産債権の特別調査期日

平成２４年（フ）第３３８３号
大阪市中央区玉造２丁目16番21号、商業登記簿上の本店所在地の表示大阪市中央区（大阪市東区玉造２丁目16番21号）
破産者　株式会社髙嶋堂
特別調査期日　平成25年７月18日午後３時30分
平成25年５月22日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２４年（フ）第６４号
石川県七尾市千野町い部19番地
破産者　株式会社ホリ家具製作所
異議申述期間　平成25年７月19日まで
平成25年５月23日　金沢地方裁判所七尾支部

免責許可決定

平成２５年（フ）第８４号
愛知県一宮市千秋町佐野字北浦８番地12
破産者　マカーノン　アンドリュ　デイビットことＭＣＫＥＲＮＯＮ　ＡＮＤＲＥＷ　ＤＡＶＩＤ
１　決定年月日　平成25年５月22日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

特別清算開始

平成２５年（ヒ）第１９号
札幌市中央区南七条西５丁目１番地
清算株式会社　株式会社札幌ガーランドホテル
代表清算人　樋口　淳一
１　決定年月日　平成25年５月21日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
札幌地方裁判所民事第４部

特別清算終結

平成２３年（ヒ）第１４号
静岡県浜松市中区佐鳴台５丁目15番36号
清算株式会社　ハルキ産業株式会社
１　決定年月日　平成25年５月21日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
静岡地方裁判所浜松支部民事部

平成２５年（ヒ）第３００４号
大阪市北区中之島３丁目２番４号朝日新聞大阪本社内
清算株式会社　株式会社朝日食堂
１　決定年月日　平成25年５月22日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（ヒ）第１０１号
和歌山市六十谷180番地の22
清算株式会社　株式会社カネシン
１　決定年月日　平成25年５月21日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
和歌山地方裁判所民事部

平成２５年（ヒ）第２号
福岡県柳川市東蒲池1434番地の１
清算株式会社　福岡建材販売株式会社
１　決定年月日　平成25年５月20日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
福岡地方裁判所柳川支部

包括的禁止命令

平成２３年（再）第４号
神奈川県綾瀬市上土棚北５丁目８番21号
再生債務者　株式会社ユニテック
主文　本件再生手続廃止後、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。
平成25年５月21日
横浜地方裁判所第３民事部

再生手続開始

平成２５年（再）第１号
川崎市川崎区塩浜２丁目８番地６
再生債務者　トーヨーユニバーサル株式会社
１　決定年月日時　平成25年５月21日午後４時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年６月18日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成25年７月23日から平成25年８月６日まで
横浜地方裁判所川崎支部

平成２５年（再）第２号
福井市松本４丁目７番14号
再生債務者　藤田社寺建設株式会社
１　決定年月日時　平成25年５月20日午後４時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年７月１日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成25年８月８日から平成25年８月23日まで
福井地方裁判所民事部破産・再生係

小規模個人再生による再生手続開始

平成２５年（再イ）第１号
長崎県島原市山寺町丙307番地12
再生債務者　佐藤　　浩
１　決定年月日時　平成25年５月20日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年６月10日まで
４　一般異議申述期間　平成25年６月24日から平成25年７月８日まで
長崎地方裁判所島原支部再生係

平成２５年（再イ）第８号
長野市大字稲葉1017番地　フレグランスヤマソウＣ102
再生債務者　西澤　佑太
１　決定年月日時　平成25年５月22日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年６月12日まで
４　一般異議申述期間　平成25年６月26日から平成25年７月３日まで
長野地方裁判所民事部再生係

平成２５年（再イ）第３号
岐阜県多治見市市之倉町12丁目353番地の273
再生債務者　小林　正和
１　決定年月日時　平成25年５月22日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年６月12日まで
４　一般異議申述期間　平成25年６月26日から平成25年７月10日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２５年（再イ）第７０号
名古屋市南区戸部町１丁目50番地の９
再生債務者　加藤　大統
１　決定年月日時　平成25年５月22日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年６月12日まで
４　一般異議申述期間　平成25年６月19日から平成25年６月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（再イ）第３号
北海道滝川市東町８丁目295番地31
再生債務者　佐藤　勝裕
１　決定年月日時　平成25年５月23日午前11時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年６月13日まで
４　一般異議申述期間　平成25年６月27日から平成25年７月８日まで
札幌地方裁判所滝川支部再生係

平成２５年（再イ）第１０号
秋田市外旭川字八幡田420番地10
再生債務者　松橋　善輝
１　決定年月日時　平成25年５月23日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年６月13日まで
４　一般異議申述期間　平成25年６月27日から平成25年７月５日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（再イ）第１１号
秋田市寺内蛭根３丁目19番16号
再生債務者　飯野　大輔
１　決定年月日時　平成25年５月23日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年６月13日まで
４　一般異議申述期間　平成25年６月27日から平成25年７月５日まで
秋田地方裁判所民事第２部